

特定非営利活動法人日本火山学会運営細則

(2003年5月29日制定；2004年5月12日一部修正；2005年10月6日一部修正；2008年10月12日一部修正；2010年10月10日一部修正；2014年11月3日一部修正；2020年8月28日一部修正；2022年11月7日一部修正)

(総則)

第 1 条 この運用細則は，特定非営利活動法人日本火山学会の運営に適用する．

(各種委員会)

第 2 条 本会は，会の運営のために常設および臨時委員会を置く．

- (1) 常設委員会の新設，変更，廃止は理事会の議決による．
- (2) 臨時委員会は重要な検討事項が生じた場合，理事会の議決により臨時に設置する．
- (3) 常設委員会の委員長は理事の中から選出し，理事会が承認し会長が委嘱する．
- (4) 臨時委員会の委員長は維持会員の中から選出し，理事会が承認し会長が委嘱する．
- (5) 常設委員会及び臨時委員会の委員は会員の中から選出し，理事会で承認し会長が委嘱する．
- (6) 常設委員会の委員の任期は，別に定める場合を除き 2年とする．任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする．
- (7) 必要に応じ，各委員会は小委員会を設置できる。小委員会の設置は，理事会が承認する．

(ワーキンググループ)

第 3 条 本会は，特定の研究分野の推進のために，必要に応じてワーキンググループを設置できる．

(1) 会員は、ワーキンググループの設置を提案できる。設置に当たっては理事会の承認を得ることとする。

(2) 期間は最大 3 年を限度とし、理事会の承認のもとに延長が可能である。

(選挙)

第 4 条 本会は、役員を選出等のための選挙を行う。選挙の実施は別途定める選挙規程に基づく。

(名誉会員)

第 5 条 本会の発展に著しい功績があった会員を名誉会員とすることができる。

(1) 名誉会員は、理事会が推薦し、総会で承認する。

(2) 名誉会員の年会費は免除される。

(表彰)

第 6 条 本会は、火山学及びこれに関連のある諸科学に関する研究を奨励するための表彰事業を行う。

(会員の権利)

第 7 条 本会の 3 種の会員の学会活動に関する権利はそれぞれ以下のとおりとする。

維持会員：

秋季の学術講演会での学術発表及び会員価格での参加

会誌「火山」の受領

会誌「火山」への投稿

日本火山学会賞研究奨励賞受賞資格各種委員候補者として推薦を受ける権利及び推薦権

総会での議決権

役員として推薦を受ける権利及び役員候補者の推薦権

学会員：

秋季の学術講演会での学術発表及び会員価格での参加

会誌「火山」の受領

会誌「火山」への投稿

日本火山学会賞研究奨励賞受賞資格各種委員候補者として推薦を受ける権利及び推薦権

総会へのオブザーバー参加

一般会員：

秋季の学術講演会での会員価格での参加。学術発表を除く。

会誌「火山」の受領

総会へのオブザーバー参加

補足：名誉会員は維持会員に準じる。なお、団体（維持会員）の構成員による投稿・学術講演会参加・学術発表等の権利の行使は、団体名で行う場合に限る。

（会費）

第 8 条

1. 本会会員が納付する年会費は、会員種別に応じて定める。学生及び満 70 歳以上の会員は、半額とする。
2. 会長により入会届を受理された入会希望者は、当該年の会費の納入をもって会員の資格を得る。

附則

1. 2003 年 5 月 29 日より実施する。
2. この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認する。